

災害対策基本法に基づく 車両移動に関する運用の手引きについて

はじめに

- ▶ 本資料は、主に国土交通省が作成した『災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き』の内容を基に、取りまとめたものです。
- ▶ 手引き本編では、**災害時において、広域的に災害対策基本法に基づく車両移動により緊急車両の通行を確保することが必要となる場合の対応**を想定しています。
- ▶ **特定の箇所における放置車両等の撤去については、運転者等自らが移動させることが基本**となる点について留意願います。
- ▶ 手引き本編においては、主に国（地方整備局）を道路管理者とした運用が記述されていますが、市町村等の地方公共団体が自らの管理する道路において災害対策基本法に基づく車両移動を実施する際にも、そのまま参考にできる内容となっております。
- ▶ 本資料における「道路管理者」等の標記については適宜「市町村」等に読み替えた上で、市町村道での迅速な車両移動手続きや平時からの体制整備の参考としてご活用ください。

災害対策基本法改正の背景（平成26年）

＜改正の背景＞

- ▶ 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ▶ 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、**緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。**



災害対策基本法改正の概要（平成26年）

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

▶ 緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備）
※ ホイールローダー等による車両移動

2 土地の一時使用等

▶ 1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。
※ 沿道での車両保管場所確保等

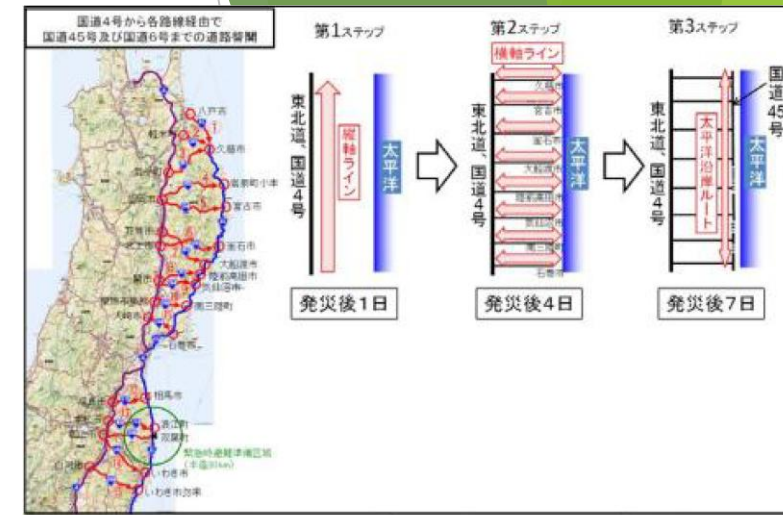
3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

▶ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能

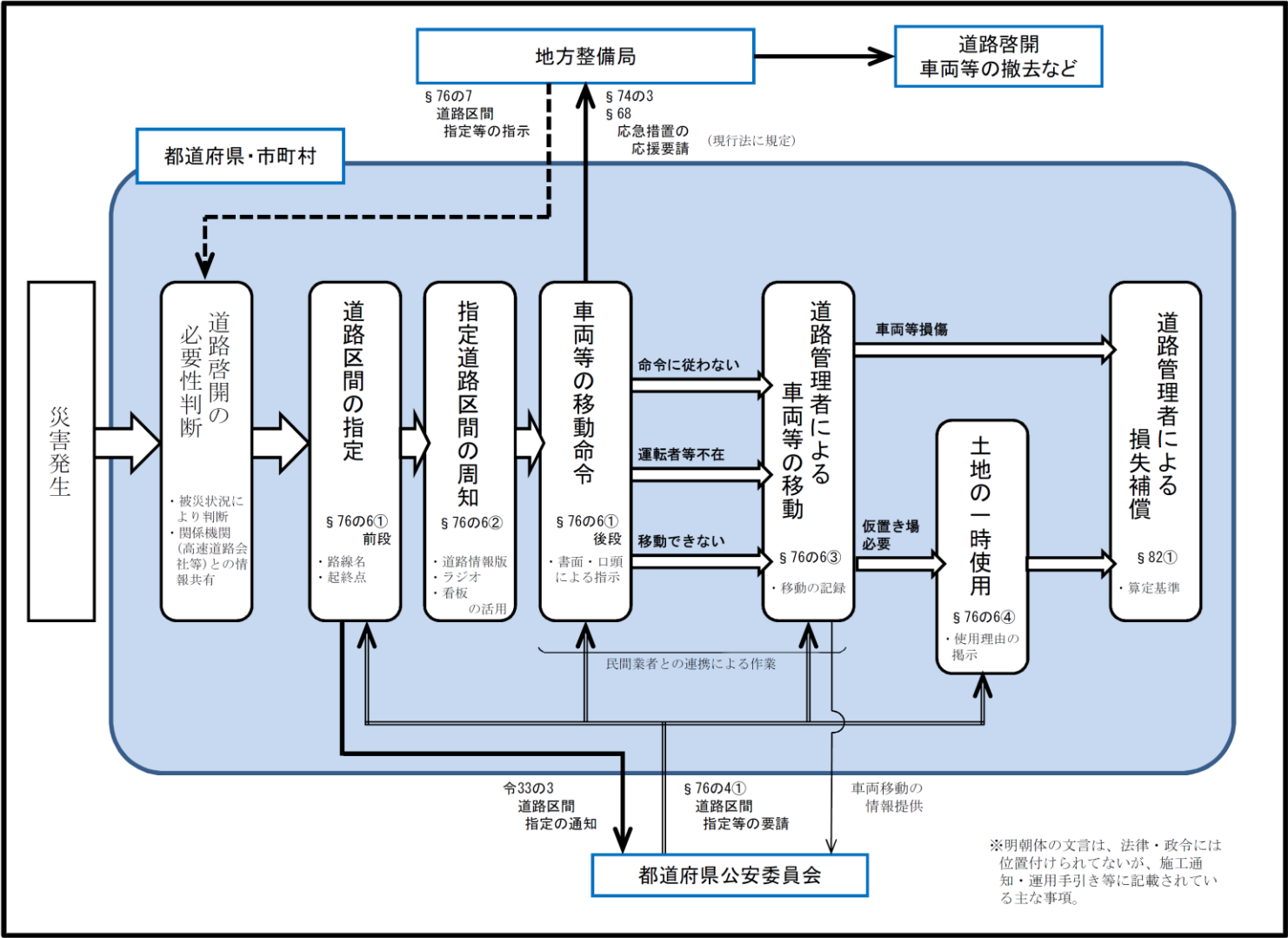
▶ 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
（都道府県知事は、市町村に対し指示が可能）

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

出展：内閣府 防災情報のページ より



災害対策基本法改正に基づく車両等の移動の流れ



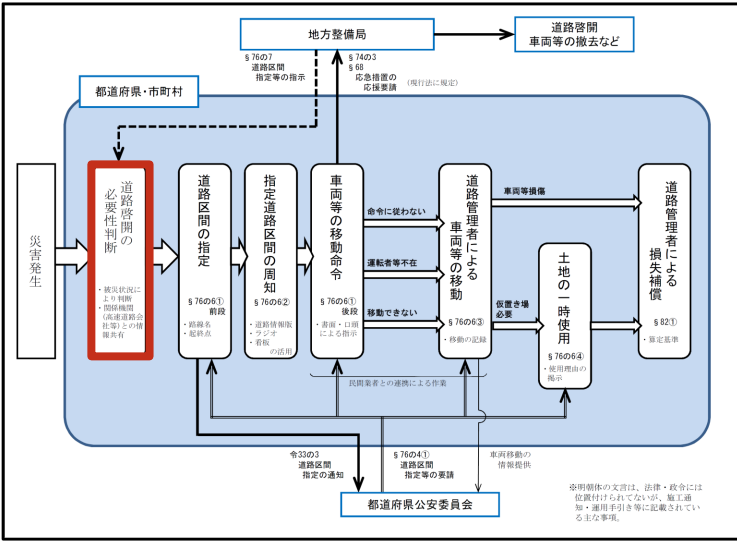
※地方整備局へ応急措置の応援要請を行った場合は、地方整備局にて道路啓開（車両等撤去など）を行い、その他の手続きや作業（移動の記録など）は都道府県市町村にて行う。

図：地方公共団体の国に対する支援要請の流れ

災害対策基本法改正に基づく車両等の移動の流れ

<道路区間の指定の判断>

- ▶ 道路区間の指定のための要件としては、「放置車両や立ち往生車両によって、緊急通行車両が通行する最低限の空間、例えば一車線すら確保されておらず、被災現場までの通行ルートを確認する必要がある場合」等を想定している。
- ▶ 被災情報については、パトロールやCCTVカメラ、道路利用者からの連絡によるもののほか、自治体や自衛隊、消防等の関係機関からの情報も考慮する。
- ▶ 道路区間の指定は、地震規模や被災状況を総合的に判断し、災害対策本部決定や内部決裁等により速やかに行う。
- ▶ また、災害発生時には、迅速な道路啓開が必要であることから、十分な被災情報が収集できない場合でも、報道等の情報により地方整備局長等が総合的に判断し、指定を行うことができる。



※地方整備局へ応急措置の応援要請を行った場合は、地方整備局にて道路啓開（車両等撤去など）を行い、その他の手続きや作業（移動の記録など）は都道府県市町村にて行う。

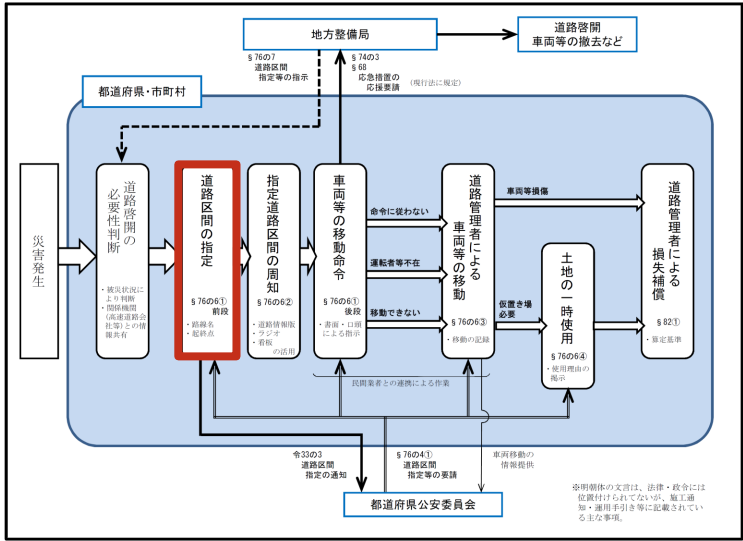
図：地方公共団体の国に対する支援要請の流れ

災害対策基本法改正に基づく車両等の移動の流れ

<道路区間の指定の方法>

- ▶ 道路区間の指定は、それぞれの区間の路線名及び起終点を示して行う。指定後も被災状況等に応じて、適宜、区間の追加、削除を行うものとする。
- ▶ 大規模災害時には、区域による指定も可能。
- ▶ 道路区間の指定にあたっては、大規模災害の発災直後は被災情報の把握が困難であることから、実際の道路啓開作業の有無に関わらず、想定される被災状況等をもとに幅広く道路区間を指定することも考えられる。
- ▶ また、被災地の外から被災地に向かうルートについても、緊急通行車両の通行が困難な場合は、道路区間の指定が可能であるので、迅速な道路啓開実施の観点からこれらのルートについても指定することをあらかじめ想定しておくことが必要である。

出展：国土交通省「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」P.13～16 より



※地方整備局へ応急措置の応援要請を行った場合は、地方整備局にて道路啓開（車両等撤去など）を行い、その他の手続きや作業（移動の記録など）は都道府県市町村にて行う。

図：地方公共団体の国に対する支援要請の流れ

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を（指定・廃止）する。

平成〇年〇月〇日

国土交通省
〇〇地方整備局長

（各区間指定の場合）

路線名	区 間	延長 (m)	備考
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	新規
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	継続
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	廃止

（区域としての指定の場合）

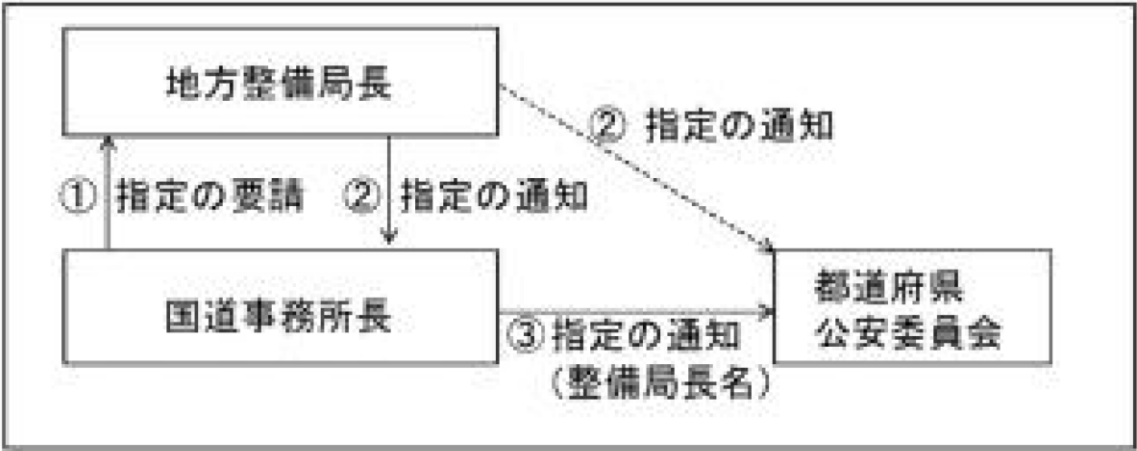
路線名	区 間	延長 (m)	備考
国道〇号	国道298号から東京都心に向けての区間	〇〇〇〇	新規
国道〇号		〇〇〇〇	新規

例：法第76条の6第1項に基づく道路区間指定・区域指定

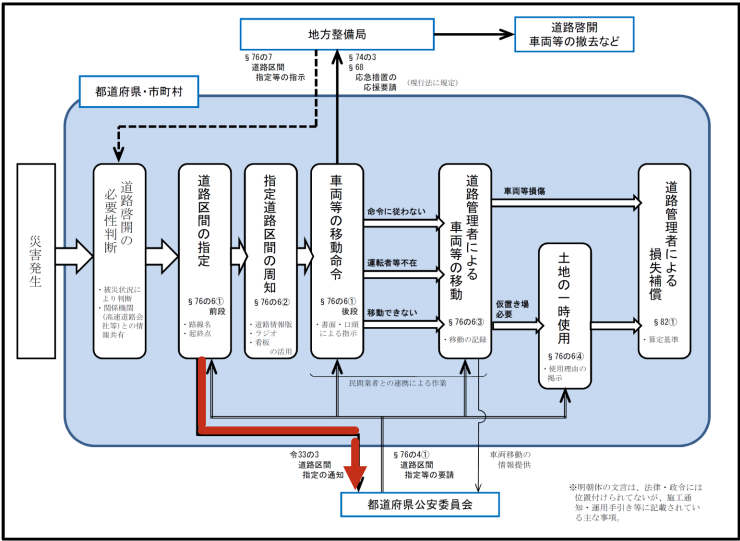
災害対策基本法改正に基づく車両等の移動の流れ

<公安委員会へ指定の通知>

- 道路区間を指定する場合には、関係する都道府県公安委員会へ通知することとなっている。通知方法については、書面を原則とするが、やむを得ない場合には口頭でもよい。口頭の場合、事後速やかに書面を送付することとしている。



図：道路区間の指定の要請と通知の流れ（公安委員会への通知）



※地方整備局へ応急措置の応援要請を行った場合は、地方整備局にて道路啓閉（車両等撤去など）を行い、その他の手続きや作業（移動の記録など）は都道府県市町村にて行う。

図：地方公共団体の国に対する支援要請の流れ

文書番号
平成〇年〇月〇日

〇〇公安委員会 殿

国土交通省〇〇地方整備局長

災害対策基本法第76条の6第1項の
規定に基づく道路区間指定について

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり区
間指定するため、災害対策基本法施行令第33条の3の規定に基づき通
知します。

記

指定道路区間：国道〇号〇〇地先～〇〇地先
指定理由：緊急通行車両の通行確保のため

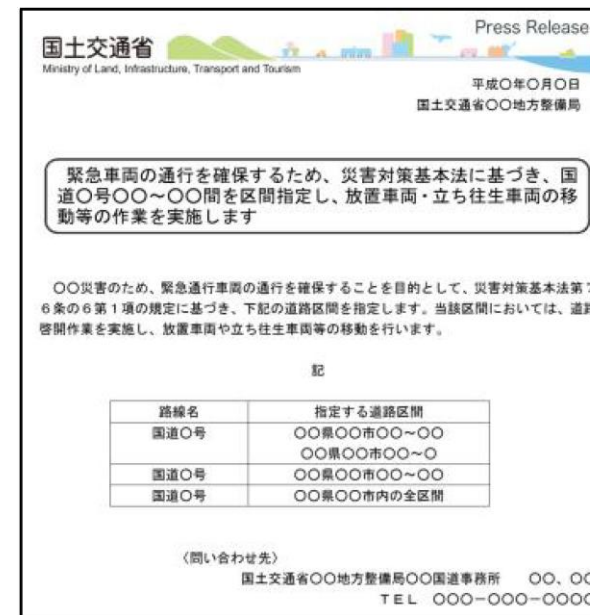
担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇
電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇

例：都道府県公安委員会への通知文書例

<指定道路区間の周知>

- [illegible]

図：地方公共団体の国に対する支援要請の流れ



例：道路区間指定及び車両等の移動に関する記者発表資料

事例：千葉豪雨における災害対策基本法に基づく「区間指定」の実施

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所



令和8年8月15日
国土交通省関東地方整備局
千葉国道事務所

千葉国道事務所管内で道路啓開作業を実施します ～立ち往生車両等を移動し、緊急通行車両の通行を確保します～

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、千葉国道事務所の各出張所管内（木更津出張所を除く）を区間指定し、立ち往生車両の移動等の作業を実施します。

大雨による影響のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、本日19時15分以下記の区間を指定しました。
当該区間においては道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

- 1、路線名：国道6号（上下） 柏維持修繕出張所
指定する区間：千葉県松戸市～千葉県我孫子市
- 2、路線名：国道14号（上下） 千葉出張所
指定する区間：千葉市花見川区～千葉市中央区
- 3、路線名：国道16号（上下） 柏維持修繕出張所、船橋出張所、千葉出張所
指定する区間：千葉県野田市～千葉県袖ヶ浦市
- 4、路線名：国道51号（上下） 千葉出張所、酒々井出張所
指定する区間：千葉市中央区～千葉県香取市
- 5、路線名：国道357号（上下） 千葉出張所、船橋出張所
指定する区間：千葉市中央区～千葉県浦安市

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会 千葉市政記者会

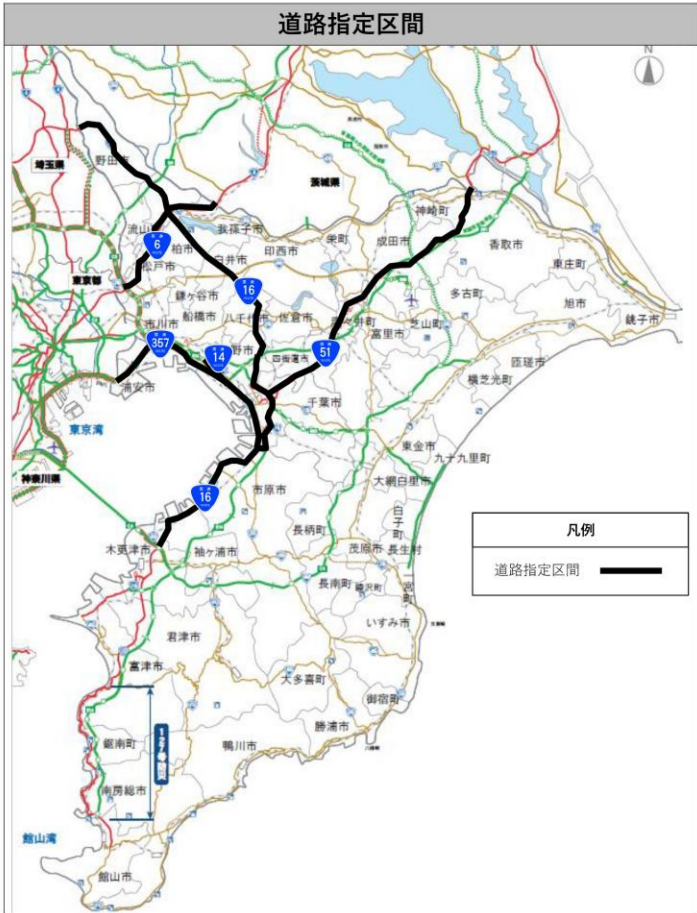
<問い合わせ先>

関東地方整備局 千葉国道事務所

電話：043-287-0311（代表） メールアドレス：ktr-chiba-koho@mlit.go.jp

副所長 田中（たなか）（内線：204）

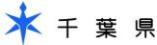
管理第一課長 三橋（みつはし）（内線：431）



事例：千葉豪雨における災害対策基本法に基づく「区間指定」の実施

千葉県

報道資料

千葉県
Chiba Prefectural Government

令和 8 年 8 月 1 4 日

県土整備部道路環境課

0 4 3 - 2 2 3 - 3 1 4 0

放置車両の移動について

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します。

災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の規定により、下記の区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

記

指定する区間
千葉土木事務所管内（習志野市、八千代市）の県管理道路 ※千葉市内は県管理道路ありません。
葛南土木事務所管内（市川市、船橋市、浦安市）の県管理道路
柏土木事務所管内（柏市、我孫子市）の県管理道路
印旛土木事務所管内（佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、酒々井町、栄町）の県管理道路
山武土木事務所管内（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町）の県管理道路
長生土木事務所管内（茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）の県管理道路
市原土木事務所管内（市原市）の県管理道路

千葉市

千葉市

記者発表資料

令和 8 年 8 月 1 4 日

建設局土木部

土木管理課

電話 2 4 5 - 5 3 8 8

令和 8 年 8 月 1 3 日からの大雨に伴う放置車両の移動について

災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の規定により、下記の区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

1 指定する区間

千葉市内の市管理道路（補助国道、県道、市道、条例指定道路）



2 指定日時

令和 8 年 8 月 1 4 日（金）8：00

<参考>災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項について

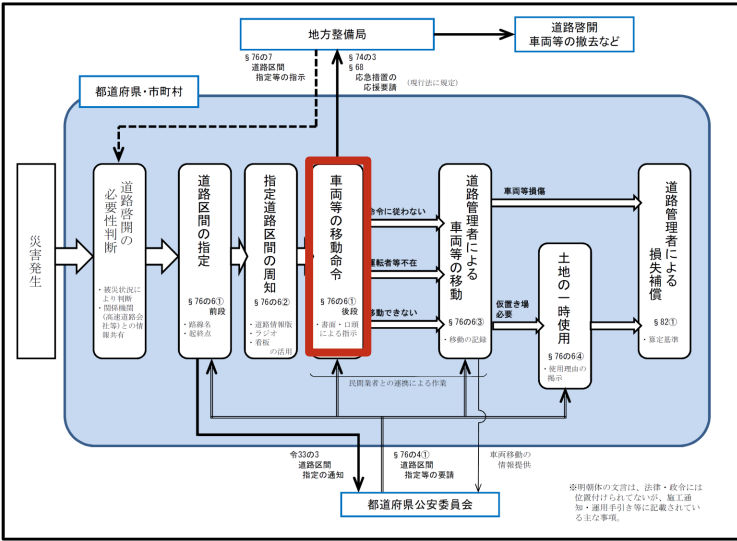
（災害時における車両の移動等）※一部抜粋

道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

災害対策基本法改正に基づく車両等の移動の流れ

<車両等の移動命令>

- ▶ 道路啓開作業の支障となる車両の運転者等に対して、地方整備局等の職員等（国土交通省から委託された民間事業者が単独で行う場合を含む。）は、災害対策基本法に基づく措置であることを説明した上で、車両等の移動先を指示し、車両等を移動させるものとする。
- ▶ 車両等の移動先は、道路外もしくは道路の左端を想定しているが、現場の状況に応じて適宜判断する。
- ▶ 数多くの運転者等に同時に命令を伝える必要がある場合には、拡声器等で各運転者に同時に聞こえるようにするとともに、自治体が用意した運転者向け避難所で呼びかける等の工夫を行うことが必要である。
- ▶ なお、書面の提示により命令することのほか、口頭での命令も可能であり、現場の状況に応じて適宜判断する。



※地方整備局へ応急措置の応援要請を行った場合は、地方整備局にて道路啓開（車両等撤去など）を行い、その他の手続きや作業（移動の記録など）は都道府県市町村にて行う。

図：地方公共団体の国に対する支援要請の流れ

平成〇年〇月〇日

運転者各位

国土交通省〇〇地方整備局長

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく移動命令について

この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の通り、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急車両の通行のため、速やかに指定道路区間以外に移動するか車両を左側に移動してください。

記

指定理由：緊急通行車両の通行確保のため

担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇
電話〇〇(〇〇) 〇〇〇〇

例：車両移動命令を行う場合の書面

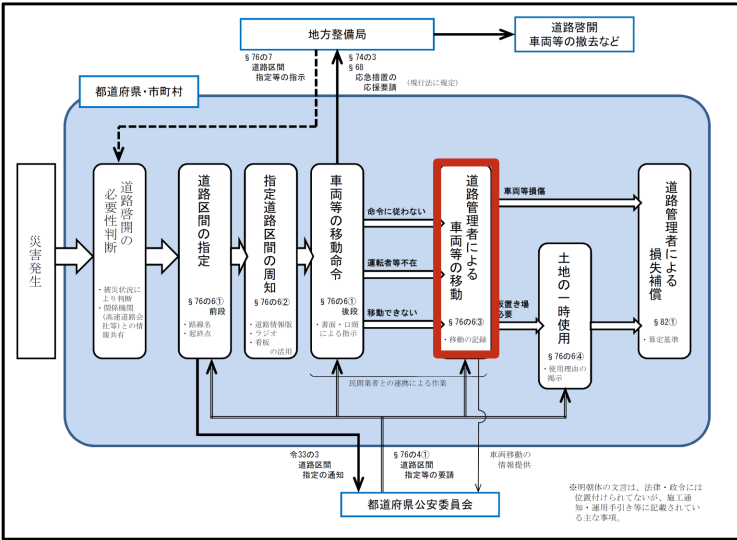
災害対策基本法改正に基づく車両等の移動の流れ

<道路管理者による車両等の移動>

- ▶ 道路管理者が自ら車両等を移動する場合
(道路管理者から委託された民間事業者が単独で行う場合を含む。)
- 道路管理者自ら行う車両等の移動については、法76条の6第3項では、3つのケースを想定している。
 1. 車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合
 2. 運転者等が不在で、運転者等による車両等の移動ができない場合
 3. 前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむを得ない場合

- ▶ やむを得ない限度の破損

- 車両等の移動の際には、現場の判断でやむを得ない限度で車両等を破損させることができることとなっており、破損の形態としては、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破壊、重機で車両等を持ち上げる際の擦り傷や凹み、駆動系や制御系の損傷、段積みによる破損等が想定される。



図：地方公共団体の国に対する支援要請の流れ

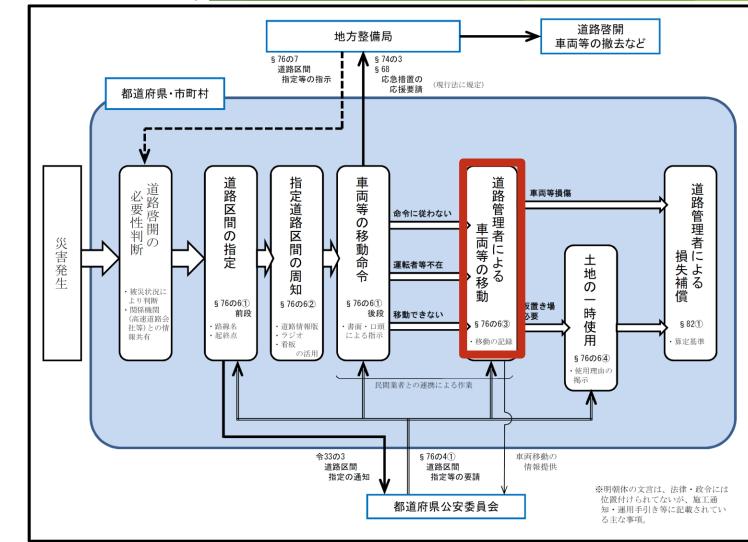
車両移動記録票	
措置実施場所	国道〇〇号〇〇区〇〇町〇丁目地先
対象車両	車名、ナンバー
運転手の有無	不在
移動日時	〇月〇日〇時
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移転、一時保管場所（〇〇）に移動（使用重機：除雪ドーザ）
破損状況	後方バンパーへこみ
その他	作業音（〇〇建設）
状況写真	
移動前	
移動後	
記入者 〇〇国道事務所 〇〇〇〇	

例：車両等を移動した際の記録

▶ 協定の締結

- 災害対策基本法に基づく措置は、道路管理者が行うこととなっているが、実際の運転者への移動命令伝達や、車両等の移動の多くは、協定等又は委託契約により道路管理者が委託している民間事業者（建設業者、レッカー業者等）が行うこととなる。
そのため、あらかじめ民間事業者との協定を締結しておくものとする。道路啓開を円滑に行うため、協定では以下のような項目を取り決めておくものとする。

1. 啓開作業の内容
2. 啓開作業開始の連絡方法（連絡が取れなかった場合の対応）
3. 集結場所
4. 車両移動命令及び車両移動措置に際しての留意事項
5. 職員不在の場合の対応 等



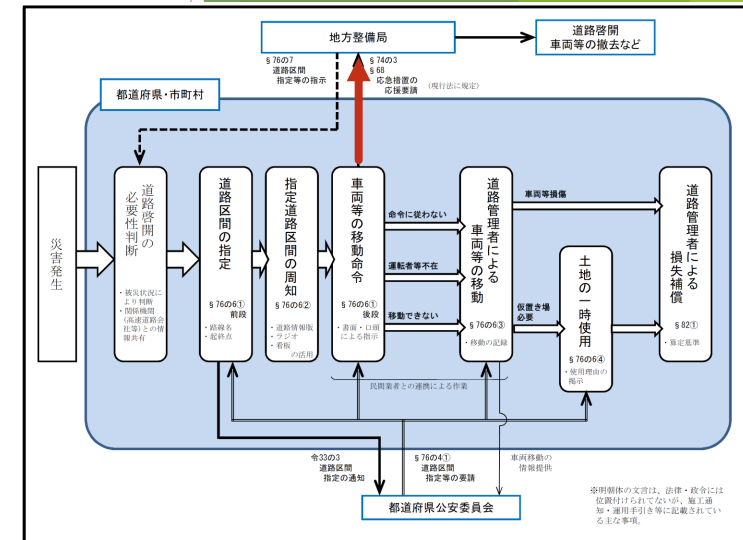
※地方整備局へ応急措置の応援要請を行った場合は、地方整備局にて道路啓開（車両等撤去など）を行い、その他の手続きや作業（移動の記録など）は都道府県市町村にて行う。

図：地方公共団体の国に対する支援要請の流れ

災害対策基本法改正に基づく車両等の移動の流れ

＜地方公共団体への支援＞

- ▶ 災害時の地方公共団体への支援については、法第76条の6の規定、第76条の7の規定にかかわらず、従来より都道府県知事から地方整備局長等への応援要請規定（法第74条の3）、市町村長から都道府県知事への応援要請規定（法第68条）があり、国及び都道府県は、正当な理由がない限りその実施を拒んではならないとされている。
- ▶ また、この他にも、地方整備局等と都道府県および市町村との間では、大規模災害時等における支援協定等が締結されるなど、地震、風水害、大雪等の災害時に支援を行っているところである。



※地方整備局へ応急措置の応援要請を行った場合は、地方整備局にて道路啓開（車両等撤去など）を行い、その他の手続きや作業（移動の記録など）は都道府県市町村にて行う。

図：地方公共団体の国に対する支援要請の流れ

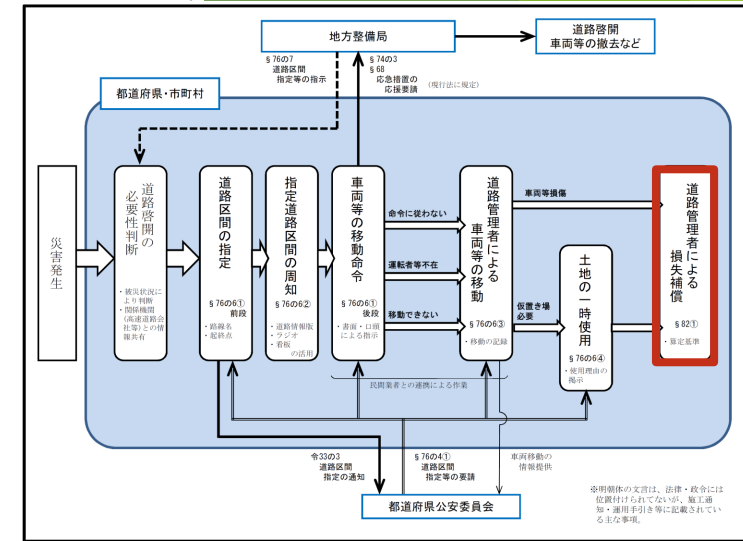
災害対策基本法改正に基づく車両等の移動の流れ

＜破損車両に係る補償＞

- ▶ 車両の破損前後の記録を踏まえた上で、交通事故損害額算定基準（（財）日弁連交通事故相談センター）等に基づき補償額を算定するものとする。なお、車両保険でカバーされる車両を破損した場合であっても、保険会社から請求がない限り、車両所有者に対して補償金を支払うことで差し支えない。

＜土地の一時使用及び竹木等の処分に係る補償＞

- ▶ 土地の一時使用前後の記録を踏まえた上で、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき補償額を算定するものとする。
- ▶ 使用する土地に対しては、正常な地代又は借賃をもって補償するものとする。
- ▶ 竹木又は障害物を処分する場合は、当該処分と相当因果関係にある財産上の価値の減少を補償するものとする。



※地方整備局へ応急措置の応援要請を行った場合は、地方整備局にて道路啓開（車両等撤去など）を行い、その他の手続きや作業（移動の記録など）は都道府県市町村にて行う。

図：地方公共団体の国に対する支援要請の流れ

災害対策基本法改正に基づく車両移動に関する手引きの掲載HP

国土交通省

English

文字サイズ変更標準拡大

音声読み上げ・ルビ読み

検索方法

サイトマップ

ホーム

国土交通省について

報道・広報

政策・法令・予算

オープンデータ・統計

お問い合わせ・申請

道路

道路トップ

ご意見・ご要望

English

ホーム > 政策・法規 > 道路 > 災害対策基本法の一部を改正する法律の公布について

災害対策基本法の一部を改正する法律の公布について

大規模災害時において直ちに道路閉鎖を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が、平成26年11月14日に成立し、平成26年11月21日に公布・施行されました。

法律の概要はこちら

改正の経緯

首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれがあります。

一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要がありました。

法律の概要

1. 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）
緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。
緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
（その際、妨げを招かない速度での移動を容認し、併せて損失補償規定を整備）

2. 土地の一時使用等
1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の設置物の処分が可能。

3. 関係機関、道路管理者間の連携・調整
都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能。
国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能。
（都道府県知事は、市町村に対し指示が可能。）

災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引きはこちら

首都直下地震における八方向作戦の例

車両移動のための具体的方策
（例：ホイールローダーによる移動）

ページの先頭に戻る

国土交通省

法人番号3000012100001

アクセス情報・地図

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3（代表電話）03-5253-8111

・お問合せに円滑に対応するため、まずはお問合せ窓口でご用件を伺います。

・応対品質向上等のため通話内容を録音する場合があります。

プライバシーポリシー

国土交通省のRSSについて

国土交通省 ソーシャルメディア関連リンク集

リンク・著作権・免責事項について

関連リンク集

ソーシャルメディア利用方針

災害対策基本法に基づく 車両移動に関する運用の手引き

平成26年11月
(令和7年11月 一部改訂)
国土交通省道路局